

町県民税・所得税の 申告受付が 始まります



**申告は正しくお早めに！
受付期間は2月16日(水)から
3月15日(火)までです**

■町県民税の申告■

この申告は、平成23年1月1日現在、当町に住所がある方の平成22年中の所得について申告していただくものです。所得が全くなかった方、社会保険料控除、扶養控除等の諸控除を受けの方も申告が必要となります。なお、次のいずれかに該当する場合は申告の必要はありません。○税務署で申告をする(した)方

○日本年金機構(旧社会保険庁)などから町に公的年金の支払報告書が提出されている方
○勤務先から町に給与支払報告書が提出されている方
○確定申告をしている方の税法上の扶養となつて居る方
※申告義務者が申告をせず、後に所得等が判明した場合、遡って課税されたり、加算税等が別途かかることがありますので、ご注意ください。

■町県民税・所得税の申告受付 日程表■

会場：役場 第2会議室(2階)

	月日	曜日	受付時間	受付対象行政区		月日	曜日	受付時間	受付対象行政区
	所得税の確定申告	2/16	水	午前9時～午後4時		川 妻	町県民税の確定申告	3/1	火
2/17		木	〃	元栗橋	3/2	水		〃	川 妻
2/18		金	〃	小手指山王山	3/3	木		〃	小福田土与部
2/21		月	〃	小福田土与部	3/4	金		〃	小手指山王山
2/22		火	〃	堀之内新幸谷	3/7	月		〃	堀之内新幸谷
2/23		水	〃	大福田山王	3/8	火		〃	江 川幸主
2/24		木	〃	江 川幸主	3/9	水		〃	大福田山王
2/25		金	〃	冬 木両新田	3/10	木		〃	原宿台
2/28		月	〃	原宿台	3/11	金		〃	冬 木両新田
						3/14		月	〃
					3/15	火	〃		

- ◆正午から午後1時までの時間は、受付をご遠慮願います。
- ◆指定日に申告できなかった方は、必ず期限内に申告を済ませてください。
- ◆税務署から、申告日時の指定を受けている方は、役場では受付ができません。(特に譲渡所得のある方はご注意ください。)
- ◆申告日の水・金曜日は税理士による受付も予定しています。